#### 「さかなの日推進委員会」開催要領

令和3年10月25日 一部改訂 令和4年7月14日 一部改訂 令和6年3月31日

#### 1.目的

水産物消費に関する機運の向上に向けた官民それぞれの取組の効率的な連携を調整 し、一体的に情報発信をするプラットホームとするために、官民協働のさかなの日推進 委員会(以下「推進委員会」という。)を開催する。

### 2. 推進委員会の事務

推進委員会は、次の事務を行う。

- (1) 水産物消費に関する機運の向上に向けた取組の検討
- (2) 官民それぞれが行う(1) の取組の効果的な連携の調整
- (3)(1)の取組の情報発信に対する助言等

#### 3. 推進委員会の構成等

- (1) 推進委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めるものとする。
- (2)委員の任期は令和7年3月31日までとする。ただし、委員又は事務局から申し 出がない場合は、任期を1年間延長する。
- (3) 推進委員会には、座長を置く。
- (4) 座長は、委員の互選により選任する。
- (5) 座長は、推進委員会の議事を運営する。
- (6) 推進委員会は、必要に応じ、参考人の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

#### 4. 推進委員会の開催

推進委員会は、5. に定める事務局が招集する。

- (1)推進委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、座長又は1/3以上の委員が推進委員会の運営上必要と認める場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
- (2) 推進委員会は、推進委員会に出席した委員(4(1)のただし書きの場合にあってはすべての委員)の過半数の賛成により議決する。
- (3) 推進委員会は非公開とする。
- (4) 推進委員会の資料等は原則として公表する。

## 5. 推進委員会の事務局

推進委員会の事務局は、水産庁漁政部加工流通課に置く。

# 6.要綱の改定

本要綱は必要に応じて事務局にて改訂し、推進委員会に報告するものとする。

## 附則

本要領は、令和3年10月25日から施行する。

本要領は、令和4年7月14日から施行する。

本要領は、令和6年3月31日から施行する。